

## 守口市シンボルキャラクター着ぐるみ貸出し要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、守口市シンボルキャラクターの着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

### (申請)

第2条 着ぐるみの貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該貸出しを受けようとする期間（以下「貸出期間」という。）の初日から起算して2月前から2週間前までの日に、守口市シンボルキャラクター着ぐるみ貸出承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、本市職員が使用する場合においては、申請書の提出を省略することができる。また、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（1）事業計画書

（2）その他市長が必要と認める書類

### (承認)

第3条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容が次の各号のいずれかに該当するときを除き、着ぐるみの貸出しを承認するものとする。

（1）営利を目的とするとき。（あらかじめ市長の承認を受けたときを除く。）

（2）本市及び守口市シンボルキャラクターの信用又は品位の失墜に至るおそれがあるとき。

（3）法令又は公序良俗に反するおそれがあるとき。

（4）政治、思想、宗教等に関する活動に利用されるおそれがあるとき。

（5）特定の個人又は団体を市が公認しているような誤解を与え、又は売名に利用されるおそれがあるとき。

（6）市の業務に支障があるとき。

（7）その他承認することが不適当と認められるとき。

2 市長は、前項の規定により承認をした場合は守口市シンボルキャラクター着ぐるみ貸出承認通知書（様式第2号）により、不承認をした場合は守口市シンボルキャラクター着ぐるみ貸出不承認通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

### (遵守事項)

第4条 前条の規定による承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）着ぐるみの貸出しの承認を受けた目的及び用途にのみ使用し、市長が

指示する貸出しの条件に従うこと。

- (2) 本市及び守口市シンボルキャラクターのイメージを損なうような使用をしないこと。
- (3) 貸出しを受けた着ぐるみを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) 貸出しを受けた着ぐるみを良好な状態で管理すること。
- (5) 火気及び危険物の周辺で使用しないこと。
- (6) 雨天時に屋外で使用しないこと。
- (7) 汚損、破損及び紛失の防止のため、取扱いには十分に注意すること。
- (8) 修繕、洗浄又は弁償が必要となった場合には、速やかに本市に連絡し、本市と協議の上、使用者の責任及び費用負担により原状回復すること。
- (9) 守口市シンボルキャラクターとして紹介すること。
- (10) 本市が事業を主催し、又は後援するものでない場合、本市が主催し、又は後援するかのような印象を与えないように配慮すること。
- (11) 貸出しの際に発生する運搬等の費用は、使用者が負担すること。
- (12) 第3条第1項各号の規定に該当しないこと。

(使用料)

第5条 使用料については、無料とする。

(貸出期間)

第6条 貸出期間は、休日・祝日を除き原則3日以内とする。

(変更の承認)

第7条 使用者が、貸出しの承認の内容について変更しようとするときは、あらかじめ守口市シンボルキャラクター着ぐるみ貸出承認変更申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、変更の承認をしたときは守口市シンボルキャラクター着ぐるみ貸出変更承認通知書（様式第5号）により、変更の不承認をしたときは守口市シンボルキャラクター着ぐるみ貸出変更不承認通知書（様式第6号）により、使用者に通知するものとする。
- 3 使用者は、前項の規定による承認後においても、第4条各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(承認の取消し)

第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、第3条第2項及び第7条第2項の規定による承認を取り消すことができる。

- (1) この要領の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めたとき。

- 2 市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、使用者に対し、守口市シンボルキャラクター着ぐるみ貸出承認取消通知書（様式第7号）により通知するものとする。
- 3 市長は、承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

（免責）

第9条 市長は、着ぐるみの貸出しにより、使用者が被った被害、又は使用者が第三者に与えた損害に対して一切その責を負わない。

（委任）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、着ぐるみ主管部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年9月27日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。